

財務省告示第二百六十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成二十年八月十二日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣 伊吹 文明

一 名称及び記

号 利付国庫債券（物価連動・十年）
（第十六回）

二 発行の根拠

特別会計に関する法律（平成十

三 法律及びそ

の法律第二十三号）第四十六

三 振替法の適

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした財

務大臣が行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

の募集限度額を定め、

以下「国債市場特

による発行（以下「

国債市場特

四 発行方法

五

募方

入決定の

法

札格競争

行争

入札

競争

非格

者第

特参加

国市場

国債

別

・

第

参加

非

者

債

及

行

争

入札

競争

非格

者第

特参加

国市場

国債

別

・

第

参加

者

非格

競争

別参加者・第 非価格競争入札
 発行「という。」
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。
 各国債市場特別参加者ごとの応
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札競争

行争

入札

競争

非格

者第

特参加

国市場

国債

別

・

第

参加

者

非格

競争

行争

入札

競争

非格

者第

額面金額で十億円

額面金額で三百五十五億円

額面金額で四千六百四十一億円

八

口

イ

発

入札競争

行争

入札

競争

非格

者第

特参加

国市場

国債

別

・

第

参加

者

非格

競争

行争

入札

競争

非格

額面金額で十億円

十 十
四 三二

債 別 入 価 ・ 別 債
市 参 加 場
特 者 非 者
行 争 行 率
利 行 日 率
発 行 日 率
想 定 元 金
額 定 元 金
想 定 元 金
方 額 計 算

年一・四パーセント
監 画 貯 蓄 の 総 額 × 1.008

各 子 支 払 期 及 び 償 還 期 限 内 にお
け る 借 入 金 額 は 各 子 支 払 期 にお
け る 借 入 金 額 の 属 する 月 支 払
期 前 の 借 入 金 額 指 数 (総 務 省
が 小 売 物 価 統 計 指 数 (統 計 第 三
十 五 号) の 為 全 国 消 費 者 物 価
基 づ き 作 成 する 全 国 消 費 者 物 価
指 数 の うち 生 鮮 食 品 を 除 く 総 合
指 数 を いう 。 以 下 同 じ 。) を 百 分
八 割 除 して 得 た 数 (小 数 点 以 下
第 三 位 未 満 の 端 数 が ある と き
は 、 こ れ を 四 捨 五 入 し た も の 。)
に 額 面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 と す
る 。 改 定 した 消 費 者 物 価 指 数 の
基 準 改 定 が 行 わ れ 改 定 後 の 基
準 に 基 づく 消 費 者 物 価 指 数 が 公
表 さ れ た 場 合 は 、 財 務 大 臣 が
定 め る 日 以 降 の 各 子 支 払 期 及
び 償 還 期 限 内 にお け る 借 入 金 額
は 、 財 務 大 臣 が 定 め る 方 法 に よ
り 算 出 さ れ る 数 (小 数 点 以 下 第
三 位 未 満 の 端 数 が ある と き は 、
こ れ を 四 捨 五 入 し た も の 。)

十五 経過利息の払込み

面金額を乗じて得た額とする。
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に加え、次の算式によ
 り算出した金額を第二十二号に
 規定する期日に払い込むものと
 する。

$$\frac{\text{償回数額の総額} \times 1.008 \times \frac{1.4}{100}}{\frac{6.3}{365}}$$

十六 初期利息

平成二十年十二月十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十八号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{1.4}{100}}{\frac{1}{2}} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期利息以後

毎年六月十日及び十二月十日を
 支払期とし、各支払期において、
 次の算式により算出した金額を
 支払う。

$$\frac{\text{第十号支払期の規定における} \times \frac{1.4}{100}}{\frac{1}{2}} \times \frac{1}{2}$$

二 十 二	二 十 一	二 十	十 九	十 八
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額
平 成 二 十 年 八 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	た 償 還 期 限 に お け る 想 定 元 金 額	平 成 三 十 年 六 月 十 日 の 規 定 に よ り 算 出 さ れ